

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 19 日

審査機関名 ビューローベリタスジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	A 重油ボイラから都市ガスボイラへの更新及び乾燥設備の更新プロジェクト
排出削減事業者名	横山容器工業株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
事業実施場所	千葉工場 (住所：千葉縣市原市青柳北 2 丁目 9 番地)
事業の概要	<b>【方法論 001 ボイラー更新】</b> A 重油ボイラ 1 基を都市ガスボイラ 1 基へ更新する。高効率の都市ガスボイラへ更新することで、省エネルギーを図り、CO2 排出量を削減する。 <b>【方法論 035 乾燥設備の更新】</b> 乾燥設備を更新し、燃料を灯油から都市ガスに転換する。高効率の乾燥設備へ更新することで、省エネルギーを図り、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	方法論 001 2012 年度：67tCO2/年 方法論 035 2012 年度：30 tCO2/年 (事業実施期間合計 97tCO2)
国内クレジット認証期間	事業開始日 2012 年 8 月 20 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 「ボイラーの更新」 方法論番号 035 「乾燥装置の更新」

## 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

## 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：千葉工場 (住所：千葉縣市原市青柳北2丁目9番地) 事業実施サイトの視察日付：2013年1月25日
追加性を有すること	1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。  2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備製造年月日の確認等により確認した。  3) 投資回収年数 当排出削減事業の投資回収年数は入手した根拠資料、質問及び検算により 44.3 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。  4) 追加性判断における定性要因 当事業者は、エコステージ 21 の認証を取得し、これまで省エネや洗浄工程で発生する排水の削減の取り組みを行ってきた。本案件は、ボイラー、乾燥炉で消費する燃料を A 重油・灯油から都市ガスに変えることで CO2 を削減し、併せて乾燥方法について見直しを行うことで、乾燥ムラの防止、乾燥時間の短縮等が可能になり、こうした取り組みを国内クレジ

	ット制度に参加することでアピールすることが出来るようになることから、参加に至ったことを確認した。
自主行動計画に参加していない者により行われること	排出削減事業者への質問により、事業者が入っている業界団体（ドラム缶更正会）は、自主行動計画制度に入っていないことを確認した。
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 および 035 に基づき排出削減量を計算しており、それぞれの方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p><b>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</b></p> <p>適用条件 1 については、更新前ボイラーの仕様書の確認、更新後ボイラー仕様書の確認、現地視察等によって、高効率のボイラに更新する事業であることを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、関係者への質問、ボイラー検査記録等により、更新前設備を継続利用できたことを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、ボイラーの熱は自家消費することを、関係者への質問、現地視察により確認した。</p> <p><b>【方法論番号 035 乾燥装置の更新】</b></p> <p>適用条件 1 については、更新前後の乾燥装置の燃料使用量・出荷本数から算定した原単位を比較して、高効率の乾燥装置に更新する事業であることを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、関係者への質問により、更新前設備を継続利用できたことを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、乾燥炉はドラム缶の更正本数（出荷量）が最もエネルギー使用量に影響を与える要素であり、本数を計測できることから、条件を満たすことを判断した。</p> <p>2) バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

#### 4. 特記事項

なし

以上